

次期 千葉県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について

平成31年2月5日

子育て支援課

1 計画策定の趣旨

- 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、平成24年に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設された。
- 平成27年度からの新制度において、住民に最も身近な市町村が、新制度の実施主体として、幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定の上、認定こども園・幼稚園・保育所などの整備を進めるほか、地域子ども・子育て支援事業などを実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行っている。
- 県では、市町村がこれらの役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要とされる施策を講じるため、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定している。
- 来年度は、平成27年度から平成31年度までの現計画の最終年度となるため、県の関係諸計画との調整を図りながら、次期計画の策定を行う予定である。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	2020	2021	2022	2023	2024
子ども・子育て支援法	8月制定												
現計画			策定	子ども・子育て支援事業支援計画(5年間(H27~31))									
次期計画								策定	子ども・子育て支援事業支援計画(5年間(予定))				

2 次期計画の策定スケジュール(平成31年度予定)

次期計画策定のため、4回程度、子ども・子育て会議を開催予定。